

参考資料

第3次 恵那市行財政改革大綱（案）

新旧対照

恵 那 市

7月1日 訂正前

1. 新大綱の策定

恵那市では平成18年3月に「恵那市行財政改革大綱」、平成23年3月には「第2次恵那市行財政改革大綱」を策定し、行財政改革に関する基本的な考え方や方針を示し、具体的な取組事項を定めた行動計画の実行によって行財政改革を進めてきました。

合併後の地方交付税の優遇措置の縮減や少子高齢化・人口減少社会が進行する中、今後の恵那市の自治体経営は、これまでの行財政改革等の成果や課題を踏まえつつ、第2次行財政改革大綱で掲げた「経営と協働でさらなる改革」をさらに発展させ、より持続可能なまちづくりを進めていく必要があります。そこで、本市の行財政改革の指針となる第3次行財政改革大綱を策定します。

7月15日 訂正後

1. はじめに

恵那市では、平成18年3月に「恵那市行財政改革大綱」を、平成23年3月には「第2次恵那市行財政改革大綱」を策定して行財政改革に関する基本的な考え方や方針を示すとともに、改革の具体的な取組事項を定めた行動計画に基づき、限られた経営資源で最大の効果を上げるべく行財政改革を断行してきました。これにより、職員数の適正化や市有施設の移譲等による歳出の抑制、市税等の収納強化による歳入の確保などを通じて、およそ〇〇億円の財政的な効果を上げてきました。

しかしながら、2025年には全国の高齢化率が30%以上になる見通しであり、本市においてはそれを上回る37.5%になると推計されています。また、厚生労働省の推計によると、2012年度から2025年度にかけて介護給付費は2.4倍、医療給付費は1.5倍と、超高齢社会の進展に伴う社会保障費の急激な増加が見込まれています。さらに、公共施設や公共インフラなどの老朽化が進み、今後大量に大規模修繕や更新の時期を迎えることから、統廃合や長寿命化などの見直しを進めてもなお現在の公共投資額を超える多額の費用が必要となります。さらに市税等の歳入面においては、少子化による生産年齢人口の減少が本格化することから厳しい状況となります。こうした超高齢社会・人口減少社会をどのように乗り越えるかが、持続可能な恵那市を実現する上で重要な鍵となっています。

このように、恵那市を取り巻く環境が一層厳しさを増すなか、高度化・多様化する市民ニーズに迅速に対応するためには、より必要性が高い事業に重点を置き、今の時代に合わなくなったものや優先度が低いものを見直すなどの取り組みが不可欠です。また、新たな財源を確保するためのさらなる努力や、超高齢社会・人口減少社会に対応するための戦略的な対策も必要です。加えて、地域主権改革の進展によって、市民と地域が主役となったまちづくりを行政が支える仕組みの構築と実践が求められます。

これらの重要な課題を解決し、市民から期待されている質の高い事業・サービスを持続的に展開していくため、これまでの行財政改革等の成果や課題を踏まえつつ、第2次行財政改革大綱で掲げた「経営と協働でさらなる改革」をさらに発展させ、「地域を経営する」という考え方に基づいた行財政改革を高いレベルで実現しなくてはなりません。その指針となる第3次行財政改革大綱を、ここに策定します。

7月1日 訂正前

2. 大綱の概要

(1) 基本理念

これまでの行財政改革の取り組みを踏まえながら、「ALL 恵那市」の行政運営を根本に据えます。さらに、地域のさまざまな資源（ヒト・モノ・情報）を有機的に結びつけつつ住民自治を確立するために、コスト意識やスピード感などの感覚をもって「地域を経営」する総合行政主体へと変革することをめざして、本市の行財政改革の基本理念を次のように定めます。

「地域経営力の向上による持続可能なまちづくり」

7月15日 訂正後

2. 大綱の概要

(1) 基本理念

これまでの総合計画や行財政改革の実践を踏まえつつ、持続可能なまちづくりを地域自治区と一緒に展開していくため、「ALL 恵那市」の考え方を基本として行政運営にあたらなくてはなりません。また、社会経済情勢の変化により、市民ニーズが高度化・多様化するとともに、自治体の果たすべき役割が質・量ともに変化し続けるなかにあつて、そうした変化を敏感に察知し、創意工夫を持って対応していかなくてはなりません。

そこで、各地域の課題を的確に捉え、地域のさまざまな資源（ヒト・モノ・情報）を有機的に結びつけ、コスト意識やスピード感をもって課題解決に邁進する「地域経営」の確立を目指して、本市の行財政改革の基本理念を次のように定めます。

「地域経営力の向上による持続可能なまちづくり」

7月1日 訂正前

(2) 基本方針

地域経営型の総合行政主体へと変革を進めるため、本市では次の2つを基本方針とします。

I 市民の視点に立った行政サービスの向上（「質」の改革）

地域経営の考え方をもとに、成果重視の行政運営や目標管理型の評価手法を積極的に取り入れ定着させながら、市民サービスの充実と適正化、自治のしくみの充実、職員の意識改革と人材育成、効果的な政策評価などに取り組み、戦略的な行政経営と行政サービスの質の向上を図ります。

II 簡素で効率的な行政経営の確立（「量」の改革）

多様化する市民ニーズに対応しつつ、社会経済情勢の変化や厳しい財政環境に的確に対処していくために、公の施設の適正配置と効率的な運営、持続可能な財政構造の構築、効率的な組織運営、的確な事務事業の実施など、時宜に適った見直しを行い、簡素で効率的な行政経営をより一層推進します。

7月15日 訂正後

(2) 基本方針

地域経営の確立をめざして、地域経営力の向上と行政運営の変革を図るため、本市では次の2つを基本方針とします。

I 市民の視点に立った行政サービスの向上（「質」の改革）

多様化する市民ニーズに対応しつつ、より効果的な事業運営や市民の利便性及び満足度の向上を目指します。そのため、成果重視の行政運営や目標管理型の評価手法を積極的に取り入れ、定着を図り、各地域の課題解決のため市民や地域が主体的に活動できる、地域自治区などによるまちづくりの取り組みを推進します。それらの進展を踏まえながら、限りある経営資源を効果的に活用し、市民サービスの向上を図りつつ、事務事業について不断の見直しを行います。同時に、市民参加のもとで公共施設のあり方を根本から見直し、地域の特性やバランスを考慮しつつ複合化や多機能化、集約化、民間移譲など、多方面からの検討を加え、公共施設の再配置計画を策定し、推進します。加えて職員の意識改革と人材育成を推進します。

II 簡素で効率的な行政経営の確立（「量」の改革）

社会経済情勢の変化を的確に捉えつつ、厳しい財政環境に適切に対処していくために、簡素で効率的な行政経営を目指します。そのため、中長期的な視点に立った財政計画のもと、「※1 入るを量りて出るを為す」の精神で、歳入・歳出の継続的な見直しを行います。また、収納対策の一層の充実やふるさと納税の推進など、さらなる財源確保を図るための取り組みを行います。さらに受益者負担の原則を基本として負担の公平性も確保していきます。加えて、スリムで効率的な組織を構築するとともに、権限と責任を明確化し、円滑な組織運営を推進します。

※1 「入るを量りて出るを為す」・・・ 収入を計算して支出とのつり合いを調整する。経済状態を整えること。

7月1日 訂正前

(3) 取組項目

基本方針に基づく具体的な取組項目は、行動計画に別途定めるものとします。

3. 推進期間

第3次行財政改革大綱の推進期間は、平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間とします。

また、行動計画の期間も大綱と同様5年間としますが、目標を持つて的確かつ戦略的に実行するため、策定後2年が経過する平成30年を目途に行動計画の検証を行い、目標達成に向けて取り組み内容や進め方を検討し、必要に応じて見直しを行うものとします。

併せて、次期行財政改革大綱・行動計画の策定に向け、平成31年から検証・検討を始めます。

4. 推進体制

行財政改革の取り組みを着実に推進するために、市行財政改革推進本部において厳格に進行管理を行います。また、行財政改革の進捗状況は、市民代表等からなる市行財政改革審議会に適宜報告し、多面的な観点から評価や意見を求めるとともに、さまざまな広報手段を通じて市民にわかりやすく公表していきます。

7月15日 訂正後

〈削 除〉

3. 推進期間

第3次行財政改革大綱の推進期間は、平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間とします。

4. 推進体制

行財政改革の取り組みを着実に推進するために、市行財政改革推進本部において厳格に進行管理を行います。また、行財政改革の進捗状況は、市民代表等からなる市行財政改革審議会に適宜報告し、多面的な観点から評価や意見を求めるとともに、さまざまな広報手段を通じて市民にわかりやすく公表していきます。

7月1日 訂正前

〈追加〉

7月15日 訂正後

5. 行動計画

(1) 目的

大綱で示した行財政改革を着実に推進するため、具体的な取組内容や達成時期をまとめた行動計画を策定します。行動計画には数値目標を設定し、客観的に進捗が評価できるようにします。

(2) 取組期間

行動計画の期間は、大綱と同様5年間とします。また、年度ごとに目標に対する達成度を測りながら、取組みを順次進めることとします。目標を達成した取組みは行動計画完了とする一方で、新たな課題や目標を追加することにより、継続的に改革を進めていきます。加えて、5年間の計画を戦略的に実行するため、策定後2年が経過する平成30年を目途に行動計画の検証を行い、目標達成に向けて取組や推進方策を必要に応じて見直します。

併せて、次期行財政改革大綱・行動計画の策定に向け、平成31年から検討を開始することとします。